

## 配水管内クリーニング工法の性能確認実施要綱

(趣旨)

**第1条** 本要綱は、名古屋市上下水道局（以下「当局」という。）が施行する配水管内クリーニング工法の性能確認における審査を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものである。

(定義)

**第2条** 本要綱において、配水管内クリーニングの定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 配水管内クリーニングは、洗浄装置等を用いて配水管内の経年劣化によるシールコートや砂、配水管内面に付着した鉄錆等を積極的に排出することにより、にごり水の発生を予防することを目的する。
- (2) 対象管路の断水後、開削や管切断を行うことなく、洗浄装置等を用いて既設の配水管内面を洗浄するものを対象とする。
- (3) 対象管種はダクティル鑄鉄管及び普通・高級鑄鉄管とし、対象口径はφ100 mm以上φ400 mm以下とする。ただし、対象口径の一部に対する申請も可とする。

(申請要件)

**第3条** 性能確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）および性能確認を受けようとする工法（以下「申請工法」という。）は、次の各号に掲げる応募要件のすべてに適合していなければならない。

- (1) 申請者は、申請工法の開発等に携わり、申請工法に関する技術、知識を有する者とする。申請工法を複数の企業からなる団体で開発した場合は、代表者を申請者とする。
- (2) 申請工法は、次の各号に掲げる全ての要件に適合していなければならない。
  - ア 洗管に使用する機器は、上水道専用であり、水質上、衛生的かつ安全であるとともに、管内面を傷つけない。
  - イ 経年劣化したシールコートや管内面に付着した鉄錆等を除去できる。
  - ウ 掘削を伴わず、既存の消火栓等の立管部（呼び径φ75・100 mm）を利用して、呼び径φ100 mm以上φ400 mm以下の配水管のクリーニングが施工できる。
  - エ 洗管作業を2時間以内に完了できる。
  - オ 一回の施工で延長100m以上のクリーニングが施工できる。
  - カ 騒音の発生が少なく、夜間の施工が可能である。
- (3) 申請工法の性能確認がなされた場合、申請者は次の各号に掲げる内容について実施すること。
  - ア 申請工法を使用して配水管内クリーニングを実施する者に対し、施工に必要な技術についての実技指導を含めた講習を実施し、現場施工にあたる者の技術向上をはかること。

- イ 講習を実施した者に対しては、受講証明を発行すること。
- ウ 使用機器や施工方法に変更が生じた場合は、当局に報告するとともに、講習受講者に対しても周知すること。
- エ 当局の発注する配水管内クリーニングを申請工法で実施し、不具合が生じた場合は、原因究明や不具合の解消に対して全面的に協力すること。

(提出書類)

**第4条** 申請者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）をA4版のファイルに綴じて2部提出すること。

- (1) 登録審査申請書（様式1）
- (2) 工法カタログ
- (3) 技術資料（施工手順書、性能効果を示すもの等）
- (4) 産業財産権に関する誓約書（様式2）
- (5) その他（施工実績、施工可能業者一覧等）

(申請の受付)

**第5条** 申請書類の受付

- (1) 受付場所  
名古屋市上下水道局技術本部管路部配水課  
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 市役所西庁舎8階  
(提出方法は持参とする。)
- (2) 受付時間  
月～金曜日（休日及び12月29日から1月3日までの日を除く。）  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(審査)

**第6条** 性能確認の審査は、次のように行う。

- (1) 審査方法  
申請書類の審査及び試験施工により審査を行う。
- (2) 審査内容
  - ア 機器の仕様等に関する事項
  - イ 施工性、洗浄性能等に関する事項

(審査結果の通知)

**第7条** 申請書類を提出した者には、性能確認通知書（様式3）または不合格通知書（様式4）により審査結果を通知する。

(注意事項)

**第8条**

- (1) 申請書類に虚偽の記載をした者は、その事実が判明した後2年間は、性能確認の申請をすることが出来ない。
- (2) 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、申請を取り消す。
  - ア 申請書類に虚偽の記載をしたとき

イ 応募要件を欠くに至ったとき

- (3) 申請内容に変更が生じたとき、または、申請の取下げを希望するときは、速やかに変更届（様式 5）を提出すること。

（その他）

## 第 9 条

- (1) 申請書類は、日本語で作成すること。
- (2) 申請書類の作成及び審査にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書類は、返却しない。
- (4) 本要綱に掲げている要件は変更する場合がある。

## 付則

- 1 本要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

年 月 日

(あて先) 名古屋市上下水道局長

申請者 住 所  
会 社 名  
代表者名印

## 配水管内クリーニング工法の性能確認申請書

配水管内クリーニング工法の性能確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

### 記

- 1 工法名
  
- 2 工法開発団体等の名称（協会名、会社名等）
  
- 3 添付書類
  - ・ 工法カタログ
  - ・ 技術資料（施工手順書、性能効果を示すもの等）
  - ・ 産業財産権に関する誓約書（様式 2）
  - ・ その他（施工実績、施工可能業者一覧等）
  
- 4 連絡責任者（所属、氏名、連絡先）

様式2

平成 年 月 日

(あて先) 名古屋市上下水道局長

申請者 住 所  
会 社 名  
代表者名印

## 産業財産権に関する誓約書

当社が届け出た配水管内クリーニング工法に関して、下記のとおり誓約いたします。

### 記

- 1 当社が貴局に届け出た配水管内クリーニング工法は、特許権などの産業財産権を侵害していないことを誓約いたします。
- 2 産業財産権に関して異議の申し立て等があった場合は、速やかに貴局に報告し、貴局に一切ご迷惑をかけることなく、当社において処理、解決いたします。
- 3 当社が貴局に届け出た配水管内クリーニング工法が産業財産権を侵害していることが判明した場合は、貴局からいかなる措置を受けても一切異議の申し立ていたしません。

様式3

年 月 日

(あて先) 様

名古屋市上下水道局長

## 配水管内クリーニング工法 性能確認通知書

年 月 日付で、貴社から申請がありました「配水管内クリーニング工法」については、審査の結果、性能確認しましたので通知します。

### 記

#### 1 工法名

#### 2 施工可能範囲

- ・ 配水管口径
- ・ その他（配管条件等）

様式 4

年 月 日

(あて先) 様

名古屋市上下水道局長

## 配水管内クリーニング工法 不合格通知書

年 月 日付で、貴社から申請がありました「配水管内クリーニング工法」については、審査の結果、下記の理由により不合格としましたので通知します。

### 記

1 工法名

2 不合格理由

年 月 日

(あて先) 名古屋市上下水道局長

申請者 住 所  
会 社 名  
代表者名印

## 配水管内クリーニング工法の変更届

年 月 日に「配水管内クリーニング工法」について名古屋市上下水道局の性能確認を受けましたが、内容に変更等が生じたので関係書類を添えて届け出ます。

### 記

- 1 変更等の内容 (該当する番号に○をつけてください。)
  - (1) 申請の取下げ
  - (2) 申請内容の変更
  - (3) その他
  
- 2 変更等の事由